

会員の皆様へ !!

今般、下記のとおり、近畿運輸局長及び滋賀労働局長から過労運転防止、労働災害防止について荷主団体長あて協力要請されましたので、ご承知おき下さいますようお願い致します。

(別紙1)

近運自監第641号の2
滋労発基1213第1号
平成25年12月13日

一般社団法人 滋賀県トラック協会会長 殿

近 畿 運 輸 局 長
滋 賀 労 働 局 長

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止について(協力要請)

平素から運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近畿運輸局及び滋賀労働局におきましては、貨物自動車運送事業における自動車運転者の過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止を図るため、荷主団体に対し別添のとおり協力要請を行いました。

つきましては、貴協会の傘下会員の皆様に周知していただくとともに、標記について、より一層の取組をお願いいたします。

(別紙2)

近運自監第 641号
滋労発基1213第2号
平成25年12月13日

荷主関係団体 代表者 殿

近 畿 運 輸 局 長
滋 賀 労 働 局 長

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止について(協力要請)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業(トラック運送事業)につきましては、国内の産業を支える基幹的な事業の一つとして、国民の生活に多大な貢献をしてきております。

その反面、トラック運送事業における労働時間の現状は、他産業と比較して長時間であり、過労運転が交通事故の一つの要因になっています。その背景には集荷・配達時間等発注条件の制約があることが指摘されています。

トラック運転者の安全面につきましても、近畿のトラック運送事業における労働災害は、約8割が荷役作業中に発生していますが、その最も多くを占める墜落・転落災害の約7割が、荷主等の配送先で発生しています。

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業による労働災害の防止を図るためには、トラック運送事業者の自主的な改善取組に加え、発注条件等の面での十分な配慮について、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠と考えており、要請させていただく次第です。

今般の要請趣旨につきまして、ご理解と格別のご配慮をいただき、貴団体傘下の会員各社への下記事項についての周知方、よろしく御礼申し上げます。

1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、次の事項に配慮したものとしていただくこと。

(1) 発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。

(2) 無理のない到着時間の設定

安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。

到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」といいます。)等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3) 荷受け、積卸し時間の設定

荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるように、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。

積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4) トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定(Gマーク)制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

(5) 適切な運賃等の収受(燃料サーチャージ制の導入等)

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送事業における燃料サーチャージ制緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していただき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

2 労働災害の防止のために

(1) 安全管理体制

荷主等の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名していただき、トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視を行っていただくこと。

(2) 墜落防止対策

昇降設備、安全带取付設備(親綱、フック等)の設置等プラットホーム、荷台における墜落・転落防止のための施設・設備を用意していただくこと。

(3) フォークリフトによる労働災害防止対策

フォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定めて、見やすい場所に掲示していただくこと。

通路の死角にはミラーを設置いただくこと。

フォークリフト走行場所と歩行通路を区分していただくこと。

(参考資料)

1. 安全性優良事業所の認定 (G マーク) について
(<http://www.mlit.go.jp/common/000115975.pdf>)
2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf>)
3. 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2_.html)
4. 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>)
5. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>)
6. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>)
7. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-3.html>)

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部

電話番号 06 - 6949 - 6449

(担当：吉本、橋本)

労働局 労働基準部 監督課

電話番号 06 - 6949 - 6490

(担当：安富、芦田)